

## 災害義援金等の支援に関する規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、一般社団法人白井工業団地協議会（以下「協議会」という。）が大規模な災害に見舞われた人々に対し、お見舞いと復興への支援を目的として義援金及び支援物資など（以下「義援金等」という。）を贈るため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この規程において、災害とは、雨による豪雨、洪水や土砂災害、風による暴風や竜巻、地震による津波やがけ崩れなどの自然災害、及び原子力事故などの人的災害をいう。

### (支援対象とする災害)

**第3条** 義援金等の支援対象とする災害は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (1) 多くの人の生命、身体及び財産に著しい被害を与えた災害
- (2) 複数の市町村、または都道府県にまたがる広範囲で大規模な災害
- (3) 地域経済や市民生活に甚大な影響を及ぼし、それが長きにわたる見込みの災害
- (4) 激甚災害に指定されている、または指定されることが見込まれる災害

### (支援の決定)

**第4条** 義援金等の支援を行うときは、理事会の承認を得なければならない。

### (義援金等の募集)

**第5条** 被災者に贈る義援金等は、その都度、協議会の会員及びその他の事業所及び個人から募集するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会の財政状況、又は協議会の各事業の個別会計において義援金等の支援をしても特段の影響がない場合は、各会計から支出することができるものとする。

### (支援の方法)

**第6条** 支援は、日本赤十字社を通して行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、直接被災地に贈ることができるものとする。

### (支援の金額等)

**第7条** 義援金等の額及び規模は、次の範囲内において、義援金等の募集状況及び協議会の財政状況等により決定するものとする。

- (1) 義援金 一災害1回限り200,000円以内
- (2) 支援物資 一災害につき総額200,000円以内

### (委任)

**第8条** この規程に定めるもののほか、必要な事項については、渉外総務委員会において定める。

### 附 則

この規程は、2018年11月1日から施行し、2018年4月1日から適用する。